

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

大阪市（以下「甲」という。）と株式会社永晃（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）の発生時における乙が経営する「FIVE HOTEL OSAKA」（大阪市生野区桃谷 2-7-11 以下「宿泊施設」という。）の宿泊施設、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方（以下「要配慮者」という。）などの避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、基本となる事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、要配慮者などの避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX 等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- （2）要請理由
- （3）要請内容
- （4）履行の場所
- （5）履行の期日又は期間
- （6）その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- （1）宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- （2）前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整

(3) その他必要とする事項

- 2 受入れた入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が宿泊施設へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 履行の場所

(2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容

(3) 履行の期日及び期間

(4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、原則として、甲による乙への協力要請を契機として、宿泊施設へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設への受入対象者の割振り)

第6条 宿泊施設への受入対象者の割振りは甲が行うものとする。

- 2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとし、1日1人あたり(1泊3食)7,000円(消費税込)を上限として、食事等の提供ができない場合は、宿泊施設の実態に応じた経費とする。

- 2 災害救助法が適用され、国と甲の協議により前項の経費が変更された場合は、

乙はこれに従うものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊機関及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備・情報交換)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。また、この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換し、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第12条 この協定書は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2カ月前までに甲又は乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、当該期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年1月25日

甲 大阪市生野区勝山南三丁目1番19号
大阪市契約担当者
大阪市生野区長 山口 照美

乙 大阪府中央区島之内一丁目21番23号
大起興産長堀橋ビル8階
株式会社永晃
代表取締役 張 智恵